

第9期みやぎ高齢者元気プラン中間案に対する 県民からの意見への県の考え方について

○ 意見提出件数 9件

NO	頁数	御意見・御提言等の内容	宮城県の考え方
1	34, 35	地域包括が、地域包括ケア体制の深化・推進の核となり、その任を十分に果せる財政の担保と、要支援認定者のケアマネジメントを居宅介護支援事業所へ委託しやすくする方策(報酬を上げるなど)の実施を引き続き国に提言することを求めます。併せて、県内の地域包括の機能強化が行える仕組みとして、後方支援型の役割を担う部署の設置について市町村に周知することを明記すべきです。	<p>・高齢化の進展に伴い、地域包括支援センターは、日常生活圏域における地域包括ケアシステムの中核的な機関として、その果たすべき役割はますます大きくなっていると認識しております。令和6年度介護報酬改定において、居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の介護予防支援費が新設される予定ですが、引き続き、中間案P35に記載しているとおり、制度の改善が必要な事項については国に対して要望等を行ってまいります。</p> <p>・ご指摘の「地域包括支援センターの機能強化に向けた後方支援型の役割」については、県長寿社会政策課で担っております。中間案P35において、「地域包括支援センターがより効果的に業務を行えるよう、市町村と連携し、・・・地域包括支援センター職員の資質向上を支援します。」と記載するとともに、関係事業を掲載しております。</p>
2	42～ 51	宮城県は、県内の総合事業における介護事業所の実態を調査し、介護事業所による総合事業の介護予防訪問介護・介護予防通所介護事業について、必要な支援などの対策を「第9期元気プラン」に明記することを求めます。併せて、生活支援訪問型サービス事業の「訪問支援員」養成研修修了者とサービス事業所のマッチングを促進する方策について宮城県の施策として具体的に検討することを明記すべきです。	<p>・御指摘の「訪問支援員養成研修」を含め、総合事業は地域の実情に応じて市町村が実施することから、県による一律の施策展開ではなく、市町村が地域課題を分析し課題解決策を検討するための支援が重要であると認識しており、総合事業の進捗・評価も含め、以下のとおり文言を追加いたします。</p> <p>【施策展開の方向】 最終案P51「総合事業について、市町村と連携しながら実態の把握と評価を行うとともに、効果的・効率的な事業が展開できるよう、地域課題の分析、課題解決策の検討を広域的視点から支援し、地域の実情に応じた介護予防・生活支援サービス事業を含む多様な受け皿の創出を推進します。また、市町村が幅広い専門職と連携し、地域の多様な資源を活用しながら総合事業を進められるよう、地域で活躍できる専門職の育成及び関係団体との広域的な連携体制の強化を図ります。」</p>
3	42～ 51	総合事業の進捗・評価をどう評価するのかを施策展開の一つに入れ、「第9期元気プラン」に明記することを求めます。	
4	54, 55	高齢者の消費者被害や消費者トラブルに関する見守り体制の推進強化を図ることを求めます。また、市町村へ安全確保協議会設置のさらなる周知や関係部署との庁内連携など体制強化を図ることを「第9期元気プラン」に明記するべきです。	<p>・中間案P55において、「消費者教育推進計画に従い、関係機関との連携・協働により時代に合わせた効率的かつ効果的な消費者教育を推進するとともに、特に福祉分野と連携し、市町村における地域の見守りネットワークの構築の促進に努めます。」と記載しております。市町村における協議会設置の促進や庁内連携などにより、高齢者をはじめとした消費者被害を防ぐ見守り体制の構築に努めてまいります。</p>

NO	頁数	御意見・御提言等の内容	宮城県の考え方
5	74, 75	今後、高齢者の増加等により公的機関による金銭管理サービス等の提供は重要性が増すと考えられます。宮城県は「まもりーぶ」の運営状況の実態調査を早急に行うと共に、強化・拡充に向けた、予算面とサポート人員面での強化のための具体的支援内容を明記すべきです。また、県民が公的機関によるサポートが受けられるよう引き続き広く周知し、普及していくべきです。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進展等により利用者の増加が見込まれる日常生活自立支援事業及び成年後見制度を含めた権利擁護支援が適切に行われるよう、関係機関と緊密に連携を図りながら、地域連携ネットワークの中核機関の整備づくりに対する支援の実施などを通じて、権利擁護支援体制の強化に取り組んでまいります。 ・なお、県民が公的機関によるサポートが受けられるための周知と普及啓発については、中間案P75において、『『みやぎ地域福祉サポートセンター』(愛称:まもりーぶ)で福祉サービスの利用援助等を通じて日常生活の自立支援を行うとともに、ホームページ等の活用により広く事業の周知と普及啓発に努めます。』と記載しており、引き続き取組を進めてまいります。
6	96, 97	介護人材を確保するためには、更なる処遇改善が実施できる報酬体系となるよう、国に対し積極的に働きかけ、実現するよう要求すべきであり、その旨を「第9期元気プラン」に明記すべきです。	<ul style="list-style-type: none"> ・中間案P97において、「また、処遇改善加算の成果を確認し、介護報酬が適正な水準となるよう、国に対して必要な要望を行います。」との記載をしております。介護人材の確保に向けて、介護報酬が適正な水準となるよう、国に対して必要な要望を行ってまいります。
7	94, 95	また、宮城県内における年度ごとの介護福祉士養成数の目標数値数を示し、閉鎖・縮小している介護福祉士養成校の実態・要因を把握し、学生・養成校へ必要な支援を明確にすべきです。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士養成校については、少子化に伴い、全国的に志願する学生が減少していると認識しております。本県においては、毎年、入学定員や修業年限などについて調査し、現状把握に努めておりますが、ヒアリングによると、全国と同様に、少子化に伴い学生数は減少傾向にあります。 ・そのため、介護イメージアップ事業として介護体験授業や地域イベント等を実施し、若年層への介護職の普及啓発や養成施設の紹介をしております。このことは、中間案P93に「介護職の将来の担い手となり得る若年層を対象にした介護の魅力を発信する取組を進めるとともに、中高生や教員向けの介護体験授業等を通じた介護職に対する理解の促進を図ります。」と記載しております。 ・また、本県では、介護福祉士を含む介護職員の人数を目標として設定しており、引き続き介護人材を確保するとともに、研修受講の支援によりスキルアップ出来る環境を整え、養成・定着に努めます。

NO	頁数	御意見・御提言等の内容	宮城県の考え方
8	104, 105	<p>事業者が自らの事業運営における問題点を的確に把握し、サービスの質の向上に結びつけるためには、中立的な第三者が客観的な評価を行う「福祉サービス第三者評価」を定期的実施することが有効です。事業所に第三者の目が入ることにより、客観的な視点でのサービスの質の評価や、事業所のサービスの質の確保につながると考えます。多くの事業者がサービスの質の向上に積極的に取り組めるよう、福祉サービス第三者評価制度の周知と推進を図るとともに、「福祉サービス第三者評価」の受審の一層の促進のために宮城県独自の補助金等のインセンティブの検討を求めます。</p>	<p>・中間案P105において、「より多くの事業者の『福祉サービス第三者評価』受審促進のために、シンボルマークなども活用し、サービスの質の向上に積極的に取り組むよう働きかけを行う」と記載しております。ホームページやリーフレットの活用により、より一層の制度周知と受審促進に努めてまいります。</p>
9	119	<p>介護保険料は3年ごとに引き上げられ、第9期における第1号被保険者介護保険料見込みは介護保険制度創設時である平成12年度の県内加重平均基準額(月額2,697円)の2倍以上になります。際限のない保険料の引き上げは、高齢者の家計をじりじりと圧迫しています。所得により介護保険料を支払えない高齢者も増えているのが現状としてあり、介護保険制度への信頼を揺るがしかねない問題です。保険料の高騰を抑えるためには国の負担割合を大幅に引き上げることでしか実現できません。宮城県として国に対し国の負担割合の引き上げについて要望すべきです。</p>	<p>・介護保険制度については、将来にわたり安定的に運営されるよう、適切な介護報酬の設定や、保険料と国・地方の負担の在り方を含め、国庫負担割合を引き上げるなど必要な制度の改善について、これまでも国に要望しておりますので、今後も引き続き、国に対して要望を行ってまいります。</p>